

第2章 環境に関する社会情勢

1. 国の動向

①「パリ協定」を踏まえた我が国の地球温暖化対策

平成 27（2015）年に「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が合意されました。そのことを受けて、我が国では、平成 28（2016）年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量について、中期目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減」、長期目標として「2050 年までに 80%削減をめざす」ことが掲げられました。

②脱炭素社会への転換

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成 30（2018）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、令和 32（2050）年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取り組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和 2（2020）年に「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素化）」が宣言されました。これは、地球温暖化ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質ゼロにすることを意図しています。

また、令和 3（2021）年 4 月にオンラインで開催された気候サミットでは、「2030 年度において温室効果ガスの 2013 年度からの 46%削減をめざす。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意が表明されました。

③「地球温暖化対策推進法」の改正

令和 3（2021）年 5 月に改正された「地球温暖化対策推進法」においては、令和 2（2020）年に宣言された「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めています。

④「地域脱炭素ロードマップ」の決定

令和 3（2021）年 6 月の「国・地方脱炭素実現会議」にて、「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。

本ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に令和 12（2030）年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

これにより、①令和 12（2030）年までに少なくとも脱炭素先行地域を 100 か所以上創出、②脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行することで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、令和 32（2050）年を待たずに脱炭素達成を目指します。

⑤「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

令和 32（2050）年カーボンニュートラルへの挑戦を、経済と環境の好循環につなげるための産業政策として、令和 3（2021）年 6 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

当該戦略では、14 の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画としています。

電力部門については脱炭素化を大前提とし、再生可能エネルギーは最大限の導入を図り、洋上風力産業と蓄電池産業を成長戦略としていくこととされています。

⑥「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和 3（2021）年 10 月に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示し、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層、木材の利用の促進と森林整備を進めることで、地域活性化への貢献や、森林の多面的機能の発揮にも資するものとしています。

⑦「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」の検討

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」に関する検討が行われ、令和 3（2021）年 8 月にまとめが公表され、令和 32（2050）年及び令和 12（2030）年にめざすべき住宅・建築物の姿が示されました。

■令和 32（2050）年にめざすべき住宅・建築物の姿

（省エネ）ストック平均で Z E H・Z E B 基準の水準の省エネ性能が確保される。

（再エネ）導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる。

■令和 12（2030）年にめざすべき住宅・建築物の姿

（省エネ）新築される住宅・建築物については Z E H・Z E B 基準の水準の省エネ性能が確保される。

（再エネ）新築戸建住宅の 6 割において太陽光発電設備が導入される。

⑧気候変動における「緩和」と「適応」

気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。例えば、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などが挙げられます。

これまで取り組んできた温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、これからの時代は、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要があります。



図 「緩和」と「適応」

出典：気候変動適応情報プラットフォームホームページ

⑨「食品ロスの削減の推進に関する法律」

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが、無駄に排出されたことになります。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「土地関係特別報告書」（令和元（2019）年）によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガスの総排出量の21～37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国においては、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

⑩「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国においては、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられることとなります。

⑪「第4次循環型社会形成推進基本計画」

平成30（2018）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

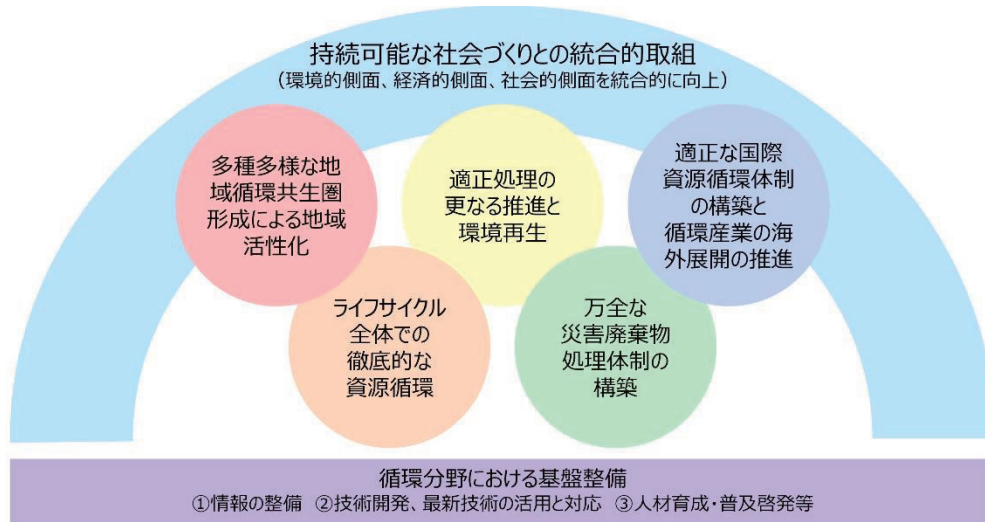


図 第4次循環型社会形成推進基本計画の7つの柱
出典：環境省 HP「第4次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」

⑫持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、令和12（2030）年までに、持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標です。これは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各環境施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち関連するSDGsの目標アイコンを掲載しています。



図 SDG グローバル指標 (SDG Indicators)
出典：外務省 HP

⑬次期生物多様性国家戦略策定に向けた動向

「生物多様性国家戦略 2011-2020」の計画期間を終えるため、令和2（2020）年より「次期生物多様性国家戦略」の策定に向けた検討が行われ、令和4（2022）年度末を目処に閣議決定の見込みとなっています。

⑭30by30 ロードマップ

令和4（2022）年4月に「30by30（※）ロードマップ」が策定され、30by30目標の達成に向けたカギとなる OECM（※）を主要な取り組みとして盛り込んでいます。

地方公共団体の役割としては、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECMとして整理された地域の適切な管理等が求められています。また、このロードマップは「次期生物多様性国家戦略」に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。

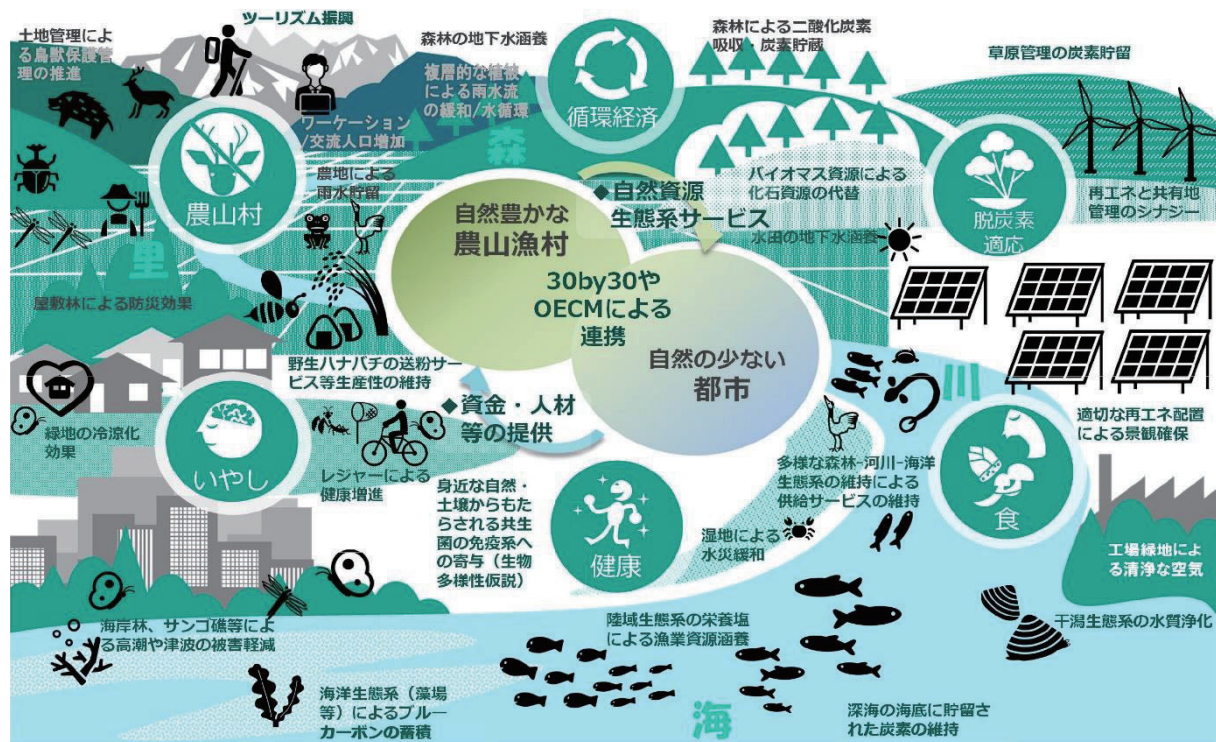


図 30by30 実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

出典：環境省 HP「30by30 ロードマップ」

※30by30：少なくとも30%の陸域及び海域、特に生物多様性にとって特に重要な地域の保全を進めるという目標。

※OECM：Other Effective area-based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

2. 神奈川県の変遷

①かながわスマートエネルギー計画

平成 25（2013）年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく計画として、令和 12（2030）年度を見通した目標や基本政策等を定めた「かながわスマートエネルギー計画」を平成 26（2014）年 4 月に策定、平成 30（2018）年度に重点的な取り組みの追加等を行う改定が行われました。

改定された計画の重点的な取り組みの期間が令和 2（2020）年度までであったことから、令和 2（2020）年度に重点的な取り組みを追加する等の改定予定となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響が考慮され、計画の改定時期が令和 5（2023）年度に変更されました。

■数値目標と基本政策

数値目標	1 県内の年間電力消費量 2010 年度比で、2020 年度 10%削減、2030 年度 15%削減 2 県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合 2020 年度 25%、2030 年度 45%
基本政策	1 再生可能エネルギー等の導入加速化 2 安定した分散型エネルギー源の導入拡大 3 多様な技術を活用した省エネ・節電の取り組み促進 4 エネルギーを地産地消するスマートコミュニティの形成 5 エネルギー関連産業の育成と振興

②かながわ気候非常事態宣言

令和元（2019）年 9 月の台風第 15 号及び 10 月の台風第 19 号が、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が生じました。今後、地球温暖化が進むとこうした被害が大きくなるおそれがあり、これを防ぐためにも、これまで以上の努力をもって地球温暖化を食い止めることが必要であることから、県は、令和元（2019）年 11 月に「2050 年脱炭素社会の実現」を表明、令和 2（2020）年 2 月に「かながわ気候非常事態宣言」を発表しました。

■基本的な取り組みの柱

1 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化
2 未来のいのちを守るため、2050 年の「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みの推進
3 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

③神奈川県気候変動適応センター

令和元（2019）年 4 月に、神奈川県環境科学センターを適応法に基づく地域気候変動適応センターとして位置付け、気候変動影響や適応に関する情報を収集・整理・分析し、それらの情報の提供等を進めています。

④ かながわ脱炭素ビジョン 2050

令和3（2021）年11月に、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と県が共同で研究した「かながわ脱炭素ビジョン 2050」を発表しました。

このビジョンは、未来のいのちを守る「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示すもので、県民にライフスタイルの変革（脱炭素型ライフスタイルへの転換）を促し、この変革が企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像も併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的としています。

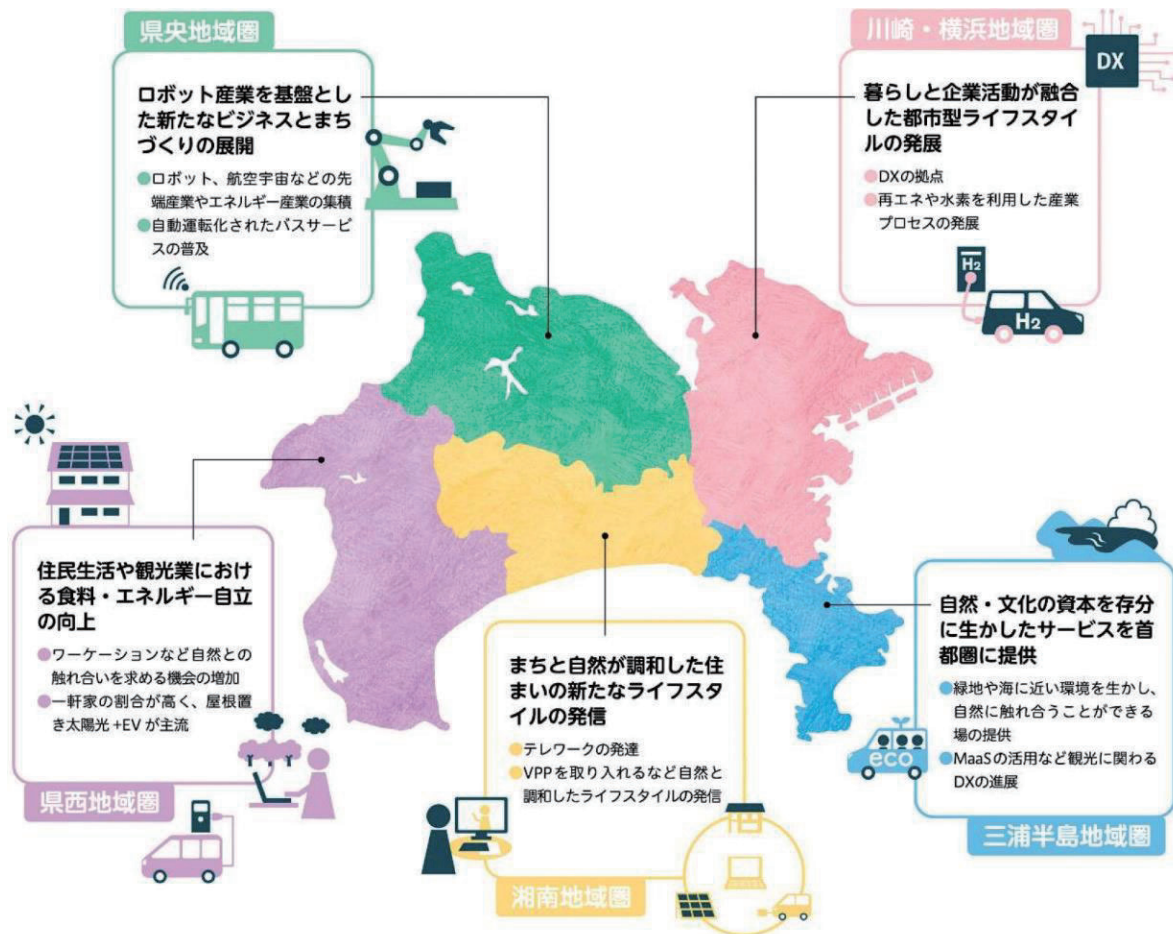


図 地域圏別の脱炭素社会における将来像

出典：神奈川県 HP「かながわ脱炭素ビジョン 2050」

⑤ 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成21（2009）年7月制定）に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成22（2010）年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定、その後、地球温暖化等の気候変動をめぐる社会・経済情勢の急激な変化等を踏まえ、令和4（2022）年3月に計画を改定しました。この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けられています。

■目標及び重点的な取り組み

計画期間	平成 28（2016）年度～令和 12（2030）年度
目 標	○令和 12（2030）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を平成 25（2013）年度比で 27%削減をめざす。 ○長期的な削減目標として、令和 32（2050）年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざす。
重点的な取り組み	1 事業活動における対策 2 建築物の省エネルギー化 3 低炭素型のライフスタイルの促進 4 住宅の省エネルギー化 5 環境負荷の少ない自動車等の利用促進 6 再生可能エネルギー等の導入加速化 7 安定した分散型電源の導入拡大 8 フロン排出抑制法等の適正運用の推進 9 学校教育における環境教育の推進

⑥かながわプラごみゼロ宣言

プラスチックによる海洋汚染が世界規模の社会問題となっている中、鎌倉市の由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。SDGs 未来都市である神奈川県は、これをクジラからのメッセージとして受け止め、持続可能な社会をめざすSDGs の具体的な取り組みとして、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組むため、平成 30（2018）年に 3 つの取り組みを掲げ、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。また、取り組みを推進するために、令和 2（2020）年 3 月には「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」が策定されました。

■プラごみ削減に向けた 3 つの取り組み

- 1 ワンウェイプラの削減（マイバッグの利用、プラ製容器の削減等）
- 2 プラごみの再生利用の推進（ペットボトルの 3 分別、再生プラスチック製品の利用等）
- 3 クリーン活動の拡大等（ごみ拾い活動や環境学習等）

⑦かながわ生物多様性計画

平成 28（2016）年 3 月、生物多様性基本法に基づき、「かながわ生物多様性計画」が策定されました。その後、令和 2（2020）年度に計画の改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、神奈川県自然環境保全審議会（自然保護部会）の諮問を含めた計画改定に係る作業を 2 年延期とし、さらに生物多様性国家戦略が令和 4（2022）年度中に改定されること、県の環境基本計画が令和 5（2023）年度末に改定されることから、令和 5（2023）年度に改定予定となっています。

3. 大井町の動向

①大井町気候非常事態宣言～2050 ゼロカーボンシティの実現に向けて～

令和4（2022）年3月に町長と議会議長の連名で「大井町気候非常事態宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明しました。

■宣言の内容

- 1 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等に取り組むことで、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざします。
- 2 気象災害から町民の安全な暮らしを守るため、風水害対策等を強化します。
- 3 気候変動の危機的状況を町民、事業者、行政などあらゆる主体が広く情報を共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。

②大井町SDGs宣言制度「おおいまちSDGsパートナー」

令和4（2022）年4月から、SDGsの普及啓発を図ることを目的とし、「大井町SDGs宣言制度」を制定し、「おおいまちSDGsパートナー」の募集を開始しました。

令和5（2023）年2月時点で29の企業・団体が登録を行っています。

■制度の概要

- 趣旨：SDGsパートナー制度を通じて、SDGsの達成に向けた事業者の取り組みを公表し、支援することで、更なる取り組みの推進及び取り組みの裾野の拡大を図り、もって大井町におけるSDGsの取り組みの活性化につなげる。
- 対象：大井町において事業活動を行う企業・団体
- SDGsパートナーのメリット：
 - (1)町のホームページなどで取り組みをPRできる。
 - (2)SDGsパートナー証を掲示することによってイメージアップが期待できる。
 - (3)町のSDGsに関連したイベントに参画できる。